

宿泊約款

第1条（適用範囲）

1. 当館が宿泊客との間で締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習によるものとします。
2. 当館が、法令及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとします。

第2条（宿泊契約の申し込み）

1. 当館に宿泊の申込みをしようとする者は、次の事項を当館に申し出ていただきます。
 - (1) 宿泊者名
 - (2) 宿泊日及び到着予定時刻
 - (3) 宿泊料金（宿泊契約締結時に提示したプラン料金）
 - (4) その他当館が必要と認める事項
2. 宿泊申し込みをしたものは、当館が宿泊者の氏名、住所、電話番号等を記載した宿泊者名簿の提出を依頼したときは、宿泊契約成立後であっても、直ちに提出するものとします。
3. 宿泊客が、宿泊中に前項第2号の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し入れた場合、当館は、その申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申込みがあったものとして処理します。

第3条（宿泊契約の成立等）

1. 宿泊契約は、当館が前条の申込みを承諾したときに成立するものとします。ただし、当館が承諾をしなかったことを証明したときは、この限りではありません。
2. 当館のインターネットサイトへの掲載又は電話でのご案内において、宿泊料金を誤って表示又は案内した場合において、お客様が当該料金に基づいて宿泊契約を申し込み、当館がこれを承諾したときであっても、当該料金がその前後の日程の宿泊料金と比較して著しく低額であり、かつ、「限定」「特別」「キャンペーン」等の料金が低額である旨の表示又は説明がなかった場合には、当館は当該承諾を錯誤によるものとして宿泊契約を取り消すことができるものとします。この場合、当館は速やかにお客様へその旨を通知いたします。
3. 当館は、宿泊予定日前の任意の日に、宿泊者からいただいた連絡先に予約の確認の電話を差し上げることがあります。

第4条（インターネット並びに電子メールでの宿泊契約に関する特約）

1. インターネット上の当館ホームページ並びにこれに準ずるページをご覧の上、電子メール又はインターネット上の予約システムにて予約申込みを行った場合、本約款が適用されることとします。

第 5 条（宿泊契約締結の拒否）

1. 当館は、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。
 - (1) 宿泊の申込みが、この約款によらないとき。
 - (2) 満室により客室の余裕がないとき。
 - (3) 宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序もしくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。
 - (4) 宿泊しようとする者が、当館内で合理的な理由のない苦情、要求を申し立てた時、当館内の平穏な秩序を乱す恐れがあると認められるとき
 - (5) 宿泊しようとする者が暴力団、暴力団員、暴力団関係団体又は、関係者、その他反社会的勢力であるとき。
 - (6) 宿泊しようとする者が、暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人、その他の団体であるとき。
 - (7) 宿泊しようとする者が法人で、その役員のうちに暴力団員に該当する者がいるとき。
 - (8) 宿泊しようとする者が当館もしくは当館従業員に対して暴力的要求行為を行い、あるいは合理的範囲を超える負担を要求したとき。（長時間にわたる電話での要求、又は当館が威圧的だと判断した電話での要求を含む）
 - (9) 宿泊しようとする者が、伝染病患者であると明らかに認められるとき。
 - (10) 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。
 - (11) 宿泊しようとする者が泥酔等によりほかの利用客に迷惑を及ぼすおそれのあるとき。ほかの利用客に著しく迷惑を及ぼす言動があるとき。
 - (12) 宿泊申し込みをした者が、自己の商業目的を秘して申し込みをしたとき

第 6 条（宿泊客の契約解除権）

1. 宿泊客は、当館に申し出て、宿泊契約を解除することができます。
2. 宿泊客が宿泊契約の全部又は一部を解除した場合、当館は、宿泊契約の申込み時に宿泊客へ提示し、又は宿泊予約サイト等に表示されたキャンセルポリシーの定めに従い、取消料（キャンセル料）を申し受けます。
3. 当館は、宿泊客が連絡をしないで宿泊日当日の午後 6 時（夕食を伴わない宿泊契約の場合は午後 9 時）、又は到着予定時刻が明示されている場合はその時刻を 1 時間経過しても到着しないときは、その宿泊契約は宿泊客により解除されたものとみなし、処理することができます。この場合においても、所定の取消料（キャンセル料）を申し受けます。
 - (1) 夕食付き宿泊プランを利用する宿泊客に対する夕食の提供は、午後 7 時を最終開始時刻とします。宿泊客が午後 7 時を過ぎて到着した場合、当館は夕食の提供を行わないことができます。
 - (2) 前項の場合において、当館は夕食相当額の返金その他の補償を行わないものとします。

第7条（当館の契約解除権）

1. 当館は、次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することがあります。
 - (1) 宿泊客が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序もしくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき、又は同行為をしたと認められるとき。
 - (2) 宿泊客が、当館内で合理的な理由のない苦情、要求を申し立てる等、当館内の秩序を乱しているとき
 - (3) 宿泊客が伝染病者であると明らかに認められるとき
 - (4) 宿泊に関し合理的な範囲を超える負担を求められたとき
 - (5) 天災等不可抗力に起因する事由により宿泊させることができないとき
 - (6) 栃木県旅館業施行条例第15条の規定する場合に該当するとき
 - (7) 宿泊客が、暴力団、暴力団員、暴力団関係団体又は、関係者、その他反社会的勢力であるとき
 - (8) 宿泊客が、暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人、その他の団体であるとき
 - (9) 宿泊客が、法人で、その役員のうちに暴力団員に該当する者がいるとき
 - (10) 宿泊申し込み時に提示していただいた宿泊者名、住所等、又は宿泊者名簿に虚偽の記載がされているとき
 - (11) 泥酔等によりほかの利用客に迷惑を及ぼすおそれのあるとき。ほかの利用客に著しく迷惑を及ぼす言動があるとき
 - (12) 寝室での寝たばこ、消防用設備等に対するいたづら、その他当館が定める利用規則の禁止事項に従わないとき
 - (13) 宿泊客が施設若しくは施設職員に対し、暴力、脅迫、恐喝、威圧的な不当要求を行い、あるいは、合理的範囲を超える負担を要求したとき、又はかつて同様な行為を行ったと認められるとき
2. 当館が前項の規定に基づいて宿泊契約を解除したときは、その解除理由が(5)による時は、宿泊客がまだ提供を受けていない宿泊サービス等の料金はいただきません。その余の解除理由による時は、宿泊客がまだ提供を受けていない宿泊サービス等の料金も、違約料としてお支払いいただきます。

第8条（宿泊の登録）

1. 宿泊客は、宿泊日当日、当館のフロントにおいて、次の事項を登録していただきます。
 - (1) 宿泊客の氏名・年齢・住所及び職業
 - (2) 外国人にあつては、国籍・旅券番号・入国地及び入国年月日
 - (3) 出発日及び出発予定時刻
 - (4) その他当館が必要と認める事項
2. 宿泊客が第12条の料金の支払いを宿泊券、クレジットカード等の法定通貨に代わり得

る方法により行おうとするときは、あらかじめ、前項の登録時にそれらを呈示していただきます。

第9条（客室の使用時間）

1. 宿泊客が当館の客室を使用できる時間は、午後3時から翌朝10時までとします。宿泊プランにより滞在時間に指定がある、または特典を利用する場合はそれらを優先して適用するものとします。ただし、連続して宿泊する場合においては、到着日及び出発日を除き、終日使用することができます。
2. 宿泊客のチェックイン時間は、夕食付の場合、午後3時から午後6時まで、夕食なしの場合、午後3時から午後9時までとします。
3. 当館は、前項の規定にかかわらず、同項に定める時間外の客室の使用に応じることがあります。この場合には次に掲げる追加料金を申し受けます。
 - (1) 1室につき1時間 5,000円（税抜）。但し正午（昼の12時）を限度とする。

第10条（利用規則の遵守）

宿泊客は、当館内においては、当館が定めて館内に掲示した利用規則に従っていただきます。

第11条（営業時間の遵守）

1. 当館の主な施設の営業時間は次の通りとし、そのほかの施設などの詳しい営業時間は下記の通りとします。
 - (1) フロント・キャッシャー等サービス時間：午前7時00分～午後9時00分
 - (2) 飲食等（施設）サービス時間：
 - イ 朝食 午前7時30分～午前9時00分
 - ロ 夕食 午後6時00分～午後8時30分
 - (3) 付帯サービス施設時間
 - イ 売店 午前8時00分～午後9時00分
2. 前項の時間は、必要やむを得ない場合には臨時に変更することがあります。その場合には、適当な方法をもってお知らせします。

第12条（料金の支払い）

1. 宿泊客が支払うべき宿泊料金等の内訳は、当館又は宿泊予約サイト等が宿泊契約の申込み時に表示した宿泊プランの内容によるものとします。
2. 前項の宿泊料金等の支払いは、通貨又は当館が認めた宿泊券、クレジットカード等これに代わり得る方法により、宿泊客の出発の際又は当館が請求した時、フロントにおいて行っていただきます。
3. 当館が宿泊客に客室を提供し、使用が可能になったのち、宿泊客が任意に宿泊しなかつ

た場合においても、宿泊料金は申し受けます。

第 13 条（当館の責任）

1. 当館は、宿泊契約及びこれに関連する契約の履行に当たり、又はそれらの不履行により宿泊客に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、それが当館の責めに帰すべき事由によるものでないときは、この限りではありません。
2. 当館は、消防機関から適マークを受領しておりますが、万一の火災等に対処するため、旅館賠償責任保険に加入しております。

第 14 条（契約した客室の提供ができないときの取扱い）

1. 当館は、宿泊客に契約した客室を提供できないときは、宿泊客の了解を得て、できる限り同一の条件による他の宿泊施設をあっ旋するものとします。
2. 当館は、前項の規定にかかわらず他の宿泊施設のあっ旋ができないときは、違約金相当額の補償料を宿泊客に支払い、その補償料は損害賠償額に充当します。ただし、客室が提供できないことについて、当館の責めに帰すべき事由がないときは、補償料を支払いません。

第 15 条（寄託物等の取扱い）

1. 宿泊客がフロントにお預けになった物品又は現金並びに貴重品について、滅失、毀損等の損害が生じたときは、それが不可抗力である場合を除き、当館は、その損害を賠償します。ただし、現金及び貴重品については、当館がその種類及び価額の明告を求めた場合であって、宿泊客がそれを行わなかったときは、当館は 10 万円を限度としてその損害を賠償します。
2. 宿泊客が、当館内にお持込みになった物品又は現金並びに貴重品のうち、フロントにお預けにならなかった物については、当館に故意又は重大な過失がない限り、その滅失、毀損等の障害が生じても当館は責任を負いません。

第 16 条（宿泊客の手荷物又は携帯品の保管）

1. 宿泊客の手荷物が、宿泊に先立って当館に到着した場合は、その到着前に当館が了解したときに限って責任をもって保管し、宿泊客がフロントにおいてチェックインする際お渡しします。
2. 宿泊客がチェックアウトしたのち、宿泊客の手荷物又は携帯品が当館に置き忘れられていた場合において、その所有者が判明したときは、当館は、当該所有者に連絡をするとともにその指示を求めるものとします。ただし、所有者の指示がない場合又は所有者が判明しないときは、発見日を含め 90 日間保管し、その後、貴重品においては最寄りの警察署に届け、その他の物品については処分させていただきます。また、飲食物及び雑誌に関しては、発見日のみ保管し、発見日経過後は処分させていただきます。
3. 前 2 項の場合における宿泊客の手荷物又は携帯品の保管についての当館の責任は、第 1

項の場合にあつては前条 1 項の規定に、前項の場合にあつては同条第 2 項の規定に準じるものとします。

第 17 条（駐車の責任）

1. 宿泊客が当館の駐車場をご利用になる場合、車両のキーの寄託の如何にかかわらず、当館は場所をお貸しするものであって、車両の管理責任まで負うものではありません。ただし、駐車場の管理に当たり、当館の故意又は過失によって損害を与えたときは、その賠償の責めに任じます。

第 18 条（宿泊客の責任）

1. 宿泊客の故意又は過失により当館が損害を被ったときは、当該宿泊客は当館に対し、その損害を賠償していただきます。

第 19 条（免責事項）

1. 宿泊客同士のトラブルが発生した場合、当館に故意又は重大な過失がない限り、当館は一切の責任を負いません。
2. 当館内からのインターネット通信のご利用は、利用者ご自身の責任にて行うものとします。インターネット通信のご利用中にシステム障害その他の理由によりサービスが中断し、その結果利用者がいかなる損害を受けた場合においても、当館は一切の責任を負いません。

第 20 条（管轄裁判所）

当館と宿泊客との間の宿泊契約に関する紛争は、日本法を準拠法とし、当館の所在地を管轄する宇都宮地方裁判所を専属管轄裁判所とします。また、紛争、訴訟に関しては当館の顧問弁護士が対応いたします。